

九州厚生局への施設基準届出事項（令和7年4月1日 現在）

基本診療料の施設基準等に係る届出

- 基本診療料
一般病棟入院基本料（急性期一般入院料6）
- 特定入院料
地域包括ケア病棟入院料2
当該病棟の看護職員配置加算
当該病棟の看護補助体制充実加算3
- 入院基本料等加算
診療録管理体制加算3
療養環境加算
後発医薬品使用体制加算1
データ提出加算2及び4

特掲診療料の施設基準等に係る届出

- 運動器リハビリテーション料Ⅰ（初期加算）
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料42（算定開始年月日 令和7年7月1日）

入院時食事療養に係る届出

- 入院時食事療養（Ⅰ）

酸素の購入価格に係る届出

- 酸素の単価

当病院は、厚生労働大臣が定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です。

当院では以下の指定事項を受けています。

- 生活保護法指定
- 労働者災害補償保険指定
- 難病指定医療機関
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関
(更生医療、育成医療)
- 特定小児慢性特性疾病医療機関
- 救急告示病院
(熊本県が作成する医療計画に記載されている第二次救急医療機関)

入院時食事療養に関する事項

当病院は厚生労働大臣が定める入院時食事療養（I）によって食事を提供しています。

- ・ 食事療養は、管理栄養士又は栄養士によって行います。
- ・ 入院されている方の年齢、病状によって適切な食事提供が適時（夕食については午後6時以降）、かつ適温で行われています。

療養環境に関する事項

入院される方の希望（負担）により、特別の療養環境を整備した病室（個室）をご利用いただけます。

個室（１日につき） 3, 3 0 0 円 ～ 8, 8 0 0 円（税込）

1 8 0 日を超える入院に係る特別料金

通算の入院期間が1 8 0 日を超える方に対しては、厚生労働大臣が定める状態にある患者様を除きまして、1 日につき下記の料金を徴収させていただきます。（入院される方への情報提供を行い、入院される方の自由な選択と同意がなされた場合）

一般病棟入院基本料急性期一般入院料 6（１日につき） 2, 0 7 0 円（税込）

個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当病院では医療の透明化や患者への情報提供を推進していく観点から領収書の発行の際に、個人の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や、行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、家族の方が代理で会計を行う場合の発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。

保険外負担に関する事項

当病院は衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での徴収は、一切行っていません。

看護に関する事項

2階病棟（急性期病棟 48床）

当病棟では1日に12人の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しております。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです

朝9：00～夕方17：30まで

看護職員（看護師、准看護師）1人当たりの受け持ち患者数は5人以内です。

夕方17：30～朝9：00まで

看護職員（看護師、准看護師）1人当たりの受け持ち患者数は25人以内です。

3階病棟（療養病棟 34床）

当病棟（地域包括ケア病棟入院料2）では1日に9人以上の看護職員（看護師、准看護師）が勤務しております。

なお時間帯毎の配置は次のとおりです

朝9：00～夕方17：30まで

看護職員（看護師、准看護師）1人当たりの受け持ち患者数は9人以内です。

夕方17：30～朝9：00まで

看護職員（看護師、准看護師）1人当たりの受け持ち患者数は18人以内です。

また患者数34人に対して5人の看護補助者が勤務しており、身の回りのお手伝いをしています。

当病院では患者様の負担による付き添い看護は一切行っておりません。
たたし、やむをえない事情で、ご家族が希望され、医師が認めた場合はこの限りではありません。

後発医薬品使用体制加算について

当病院は後発医薬品使用体制加算を算定しております。

後発医薬品とは

医薬品（ジェネリック医薬品とも呼びます）とは先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に販売される、先発医薬品と同じ有効成分、同じ効能・効果をもつ医薬品のことです。

先発医薬品より安価で、効き目や有効性は先発医薬品と同等です。

- ・ 当病院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。
- ・ 医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の処方等の変更等に関して適切な対応ができる体制を整えております。
- ・ 医薬品の供給状況によって投与する薬剤が変更となる可能性があります。その際は患者様にご説明いたします。

令和7年4月
整形外科井上病院 院長